

平成29年3月31日裁決

主文

後記「理由」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、厚生年金保険の被保険者であったA(日本における通称名はB。以下「亡B」という。)が昭和○年○月○日に死亡したため、亡Bの妻であるとして、昭和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、国民年金法(以下「国年法」という。)による遺族基礎年金(以下、単に「遺族基礎年金」という。)の裁定請求をした。厚生労働大臣は、請求人に対し、受給権発生年月日を昭和○年○月○日とする遺族基礎年金を裁定し、請求人は、亡Bの死亡当時、亡Bによって生計を維持していた子であるC(昭和○年○月○日生まれ。以下「C」という。)が、満18歳に達する平成○年○月まで、国年法第37条第1項第1号による遺族基礎年金を受給していたが、平成○年○月○日に失権した。

2 請求人は、亡Bが永住許可を受け、日本国内に住所を有し、日本国民でないため、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律(昭和56年法律第86号。以下「昭和56年改正法」という。)による改正前の国年法第7条第1項に該当しないとして、国民年金の被保険者とされなかった昭和○年○月から昭和○年○月までの期間(○○○月)を合算対象期間として亡Bの被保険者期間に合算すると、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金(以下、

単に「遺族厚生年金」という。)を受給できる要件を満たしているとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対して、遺族厚生年金の裁定請求(以下「本件裁定請求」という。)をした。

3 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、受給権を取得した年月を昭和○年○月として遺族厚生年金の裁定をするとともに、「「年金時効特例法」に該当する場合を除き、平成○年○月以前の年金は、時効消滅によりお支払いはありません。」として、平成○年○月以前の分を除き、同年○月分からこれを支給する旨の処分(以下「原処分」という。支払から除外された昭和○年○月分から平成○年○月分までの年金を、以下「本件支給分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 問題点

1 厚年法に定める要件(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であること。以下、この期間に係る要件を「資格期間要件」という。)を満たす厚生年金保険の被保険者であった者が死亡した場合、その者の配偶者で、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものには、遺族厚生年金が支給される。そうして、前記資格期間要件については、保険料納付済期間と保険料免除期間に合算対象期間を合算した期間が25年以上あれば、それを満たしているとみなされ、上記合算対象期間には、永住許可を受けた外国籍の者が日本国内に住所を有していた期間であって、日本国民でないため、昭和56年改正法による改正前の国年法第7条第1項に該当しないとして国民年金の被保険者とされなかった期間が含まれる。

2 本件の場合、亡Bの保険料納付済期間が○○○月(厚生年金保険の被保険者期間(以下「厚年期間」という。))○○○月と国民年金の保険料納付済期間○○

月)、合算対象期間が〇〇〇月であり、資格期間要件が満たされていることから、請求人が亡B死亡の日(昭和〇年〇月〇日)に同人死亡に係る遺族厚生年金の受給権を取得したことに關しては、当事者間に争いはない。

- 3 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)による改正前の厚年法(以下「改正前厚年法」という。)第9条第1項は、保険給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を、また、会計法第30条は、国に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、5年間これを行わないときは時効により消滅する旨を規定している。したがって、本件遺族厚生年金の受給権が発生したのは昭和〇年〇月〇日であり、請求人が本件裁定請求をしてその給付を請求した日を、上記受給権発生の日から5年以上経過した後の平成〇年〇月〇日であるとするれば、本件裁定請求について、改正前厚年法の上記規定をそのまま適用すると、本件遺族厚生年金の受給権は本件裁定請求時には既に時効によって消滅していたことになるが、保険者は、このような場合について、受給権の行使自体は是認するという行政措置をとるのを例とした上で、これに基づいて支払期月ごとに発生する遺族厚生年金の支給を受ける権利については、会計法の上記規定により5年の経過をもって時効により消滅しているとして、平成〇年〇月以前分のものを除いて、上記第2の3のように本件遺族厚生年金のうち同年〇月以降分についてはこれを支給するとしたと認められる。

これに対し、請求人は、亡Bが死亡した後、遺族基礎年金及び遺族厚生年金(以下、併せて「遺族給付」という。)の支給を求め、〇〇市役所の窓口で相談し、窓口担当者(以下「本件窓口担当者」という。)に、亡Bには厚年期間があると申し出たが、本件窓口担当者は、請求人に対し、亡Bは資格期間要件を満たすた

めの期間が不足しているから遺族厚生年金を受給することはできず、遺族基礎年金を受給できるのみであるとの誤った説明をして、遺族厚生年金の請求手続を案内しなかったのであり、そのため、請求人は、遺族厚生年金を受給できないとの本件窓口担当者の誤った説明を信じて、遺族厚生年金の請求を断念し、平成〇年〇月〇日、遺族基礎年金のみの請求をしたものであるところ、実際には、上記相談当時、請求人に遺族厚生年金の受給権があったことは上記のとおりであり、請求人としては、本件窓口担当者の誤った説明がなかったとすれば、遺族基礎年金の請求をした日に、遺族基礎年金と併せて遺族厚生年金の請求もしたことは明らかであるから、本件遺族厚生年金の裁定請求は、昭和〇年〇月〇日になされたものとして取り扱うべきものであると主張する。したがって、本件における問題点は、上記請求人の主張を理由のあるものとして、本件遺族厚生年金を昭和〇年〇月分から支給すべきものとすることができるかどうかである。

第4 当審査会の判断

- 1 昭和63年当時施行されていた法律の規定によると、遺族基礎年金の給付を受ける権利は受給権者の請求に基づいて社会保険庁長官が裁定するものとされ(国年法第15条、第16条)、国民年金の事務の一部は政令の定めるところにより都道府県知事若しくは市町村長等に行わせることができることとされ(国年法第3条第2項)、この規定を承けて、国年法施行令第2条第3号は、市町村長に行わせる事務として、遺族基礎年金(当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく被用者年金各法による遺族厚生年金又は遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものを除く。)を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務を掲げていた。また、厚生年金保険事業の実施に関する事務は、平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行に伴い、国の直接

執行事務となるまでは、都道府県において機関委任事務として実施されていた。

そして、本件においては、請求人が、亡Bに係る遺族基礎年金の裁定請求をした昭和〇年〇月〇日の時点において、亡Bに係る遺族厚生年金の受給権を有していたことは、当事者間に争いが無い。本件記録に本件手続の全趣旨を併せると、請求人は、同日にした裁定請求に基づき、亡Bに係る遺族基礎年金を裁定されたこと、請求人は、上記裁定請求に先立ち、〇〇市役所を訪れ、国民年金に関する事務を取り扱う部署の窓口において、本件窓口担当者に対し、亡Bの死亡により受給することのできる遺族給付についての相談をしたこと、その際、請求人は、本件窓口担当者に対し、亡Bには厚生年金保険の被保険者期間があると申告したこと、これに対し、本件窓口担当者は、請求人に対し、亡Bは資格期間要件を満たすための期間が不足しているから遺族厚生年金を受給することはできず、遺族基礎年金を受給できるのみであるとの説明をしたこと、そのため、請求人は、亡Bが資格期間要件を満たしていないから同人に係る遺族厚生年金を受給できないとの説明を信じて、遺族厚生年金の請求を断念し、昭和〇年〇月〇日、遺族基礎年金のみの請求をしたものであることの各事実が認められる。

保険者は、同日における窓口対応に関する事実を確認できる客観的な資料はないと主張するが、亡Bは、昭和〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得して以来、死亡する日の約〇年〇か月前まで、継続してその被保険者資格を維持していたのであり、生計同一関係にあった請求人としては、亡Bに厚年期間があることを知悉していたことは容易に認められるのであり、そうであれば、亡Bに先立たれ、18歳未満の子であるCを抱えて生活しなければならない請求人が、亡Bに厚年期間があることを申告して、遺族厚生年金受給の可否を尋ねるのは事実の流れとして、極めて当然のこと

であり、窓口対応に関する事実を確認できる客観的な資料はないとしても、請求人の上記主張をたやすく排斥することはできないものである。

2 亡Bが死亡した時点において、同人の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算すると、〇〇〇月となり、同人が資格期間要件を満たしていることは当事者間に争いが無いものであるが、この点を亡Bが死亡した時点において施行されていた法律の規定に照らして詳細にみると、以下のとおりである。すなわち、厚年法第58条第1項第4号は、遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であったものが「老齢厚生年金の受給権者又は第42条ただし書に該当しないものが、死亡したとき。」に該当する場合に、その者の遺族に支給すると規定し、同法第42条は「老齢厚生年金は、被保険者期間を有するものが65歳に達したときにその者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない時は、この限りではない。」と規定していたから、資格期間要件の有無を判断するために検討しなければならないのは、亡Bが「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間」が25年に満たないかどうかということであり、これを満たしていなければ、亡Bは資格期間要件を欠くから、請求人は遺族厚生年金を受給することができず、これを満たしていれば、亡Bには資格期間要件があるから、請求人は遺族厚生年金を受給することができるということになる。確かに、亡Bは、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間は〇〇〇月であり、25年には満たない。しかし、厚年法附則第14条は、「被保険者期間を有する者であって、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び国民年金法附則第7条第1項に規定する合算対象期間を合算した期間が25年以上であるものは、第42条及び第58条第1項（第4号に限る。）並びに……の適用につい

ては、第42条ただし書に該当しないものとみなす。」と規定して、資格期間要件は、保険料納付済期間と保険料免除期間及び合算対象期間を合算して25年あれば、これを満たすものとされていた。そして、合算対象期間については、国年法附則第7条第1項に規定するほか、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）附則第8条第5号において、「昭和36年5月1日以後国籍法（…）の規定により日本の国籍を取得した者（20歳に達した日の翌日から65歳に達した日の前日までの間に国籍を取得したものに限る。）その他政令で定める者の日本国内に住所を有していた期間であって、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（…）による改正前の国民年金法第7条第1項に該当しなかったため国民年金の被保険者とならなかった期間（20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの並び……に掲げる期間を除く。）」と規定しているところ、前記認定のとおり、亡Bは、本邦で出生して以来本邦に居住しており、昭和〇年〇月〇日に永住許可を受けているから、20歳に到達した日の属する月である昭和〇年〇月から厚生年金保険に加入した日の属する月の前月である昭和〇年〇月までの〇〇〇月が合算対象期間となり、保険料納付済期間、保険料免除期間にこの合算対象期間を合算すると〇〇〇月となるのであって、25年の資格期間要件を満たしていたというものである。

3 国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与するものであり、その目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行い（国

年法第1条、第2条）、また、厚年法は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものである（厚年法第1条）。しかしながら、上記のような目的を有する国民年金制度及び厚生年金保険制度の下において、その給付を受ける権利は受給権者の請求に基づく裁定主義を採用している（国年法第16条、厚年法第33条）のであって、受給権者による裁定請求がなければ当該受給権者に対する給付が行われることはなく、当該受給権者に対する関係において、上記の目的を達することはできない。

そして、遺族給付の受給権が極めて重要な権利であることは疑いなく、これらの遺族給付の受給要件に関する法令の規定が複雑かつ難解であること、受給権者の請求に基づく裁定主義を採用していることから、受給権者による裁定請求がなければ当該受給権者に対する給付が行われることはないこと、及び市町村の国民年金に関する窓口担当者は、一般の国民とは比較にならないほどの豊富な遺族給付についての知識と遺族給付の受給要件等に関する情報を保有していることと認めるのが相当であり、一般の国民としても、そのような認識を持って窓口担当者に相談をするなどしていることなどからすれば、遺族給付の受給要件についての相談を受けた窓口担当者としては、相談者に対し、その窓口を閉ざすに等しい対応をしなければならないというべきであって、仮にも、当該相談者に対し、自らの判断により、裁定請求をしても裁定を得られる可能性はないとか、裁定されることは困難であろうとか、裁定請求をしても却下されるであろうとかの意見を述べ、あるいは教示するなどして、裁定請求の意思に影響を与えて請求意思を翻させたり、請求を断念させたりする結果を招いたり、そのように仕向ける窓口指導をしてはならず、法令の定める手続に従って裁定の審査を受ける機会を失わせてはなら

ないというべきである（東京高等裁判所平成20年（ネ）第2955号平成22年2月18日判決・判例時報第2111号12頁参照）。この理は、遺族給付に係る事務のうち、市町村の機関委任事務とされていたのは、遺族基礎年金を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務であり、しかも、当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく被用者年金各法による遺族厚生年金又は遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものは除かれていたことを考慮しても、同様であり、窓口担当者としては、市町村の機関委任事務に属さない事項についての相談であれば、本来の事務を行う機関を紹介し、その機関において相談を受けるように指導するのが当然であって、上記のような意見を述べ、あるいは教示するなどして、請求を断念させたりする結果を招いたり、そのように仕向ける窓口指導をしてはならず、法令の定める手続に従って裁定の審査を受ける機会を失わせてはならないというべきである。

- 4 これを本件についてみるに、本件窓口担当者は、亡Bが資格期間要件を備えており、請求人が亡Bに係る遺族厚生年金の受給権を有するにかかわらず、上記のように誤った説明をして、亡Bに係る遺族厚生年金の裁定請求を断念させたものである。亡Bに係る資格期間要件の有無に関する判断は、上記2において説示したように、単に、厚年法第58条第1項第4号及び第42条ただし書を検討したのみでは判断ができず、これらに加え、厚年法附則第14条、国年法附則第7条第1項、昭和60年改正法附則第8条第5号、昭和56年改正法等の難解な法律を検討し、亡Bに係る在留資格や在留の経緯を確認して初めて判断できるものであり、特別の知識を備えていない請求人を含む一般の国民にとってはこれを容易になし得るものではない。そして、一般の国民としては、国民年金事務を担当する窓口担当者が、上記のような法律及び

遺族給付に関する豊富な知識と情報を保有しているものとの認識を持っており、それを前提として、窓口において相談をするものと認められ、請求人もその例外ではない。ところが、本件窓口担当者は、請求人に対し、上記のような誤った説明をしたのみならず、遺族厚生年金に係る機関委任事務を担当する機関等で相談をするように指導することもなかったのであり、そのために、請求人は、遺族厚生年金の裁定請求を断念するに至ったものである。そして、審理期日における保険者代理人の陳述によると、昭和〇年当時において、日本国籍を有しない者に係る遺族給付の裁定請求に当たっては、外国人登録証又は外国人登録原票の写しが必要とされていたから、本件窓口担当者は、請求人から提出されたこれらの書類を確認していたものと認められるところ、本件窓口担当者としては、これらの書類を一覧すれば、亡Bに合算対象期間がある可能性があることと認識し得たはずであり、請求人に対し、亡Bが合算対象期間を有することを明らかにする書類を提出することを促し、その書類を確認することにより、亡Bが合算対象期間を有するものであり、資格期間要件を満たすものであることを容易に認識し得たものというべきであり、それにもかかわらず、上記のような誤った説明をしたものであって、国民年金事務を担当する者として要求される基本的な注意義務を著しく怠ったものというべきである。そして、上記認定の経緯からすると、本件窓口担当者の上記注意義務違反と請求人が遺族基礎年金裁定請求の際に、遺族厚生年金の裁定請求を断念したこととの間には、相当因果関係があると認めるのが相当であり、請求人が遺族厚生年金の裁定請求を断念したことについて、請求人の責めを問うことはできない。そして、請求人は、原処分により、本件不支給分、すなわち、昭和〇年〇月分から平成〇年〇月分までの、実に〇年〇か月分の遺族厚生年金を受けることができないとされたものであ

り、その損失は極めて大きいものと認められるのである。上記のような認定事実の下において、行政手続にも適用されると解される信義誠実の原則に照らして考慮すると、原処分は妥当でなく、本件においては、本件裁定請求を、昭和〇年〇月〇日に行われたものとして取り扱うべきであり、請求人に対しては、受給権取得の日を昭和〇年〇月〇日とする、亡Bに係る遺族厚生年金を裁定し、同年〇月分からこれを支給すべきである。

よって、原処分は妥当でないから、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。